

令和3年4月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和3年4月21日（水）
開会：午前10時 閉会：午前10時40分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
 - 3月定例会、臨時会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第19号 令和2年度大津市学校給食事業特別会計2月補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第20号 令和2年度大津市一般会計教育費3月補正予算及び令和3年度大津市一般会計教育費当初第1次補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第21号 大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第22号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第23号 平成29年教育委員会告示第3号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第24号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第25号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第26号 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第27号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第28号 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第29号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第30号 教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第31号 大津市公の施設の指定管理者の指定（大津市立大津公民館）に係る臨時代理について
- 4 出席委員
島崎教育長、前田委員、壽委員、八田委員、田村委員
- 5 事務局出席者
平尾教育部長、人見教育部次長、青山教育総務課長、金城同課主任、西本同課主任、山田教職員室長、富永学校教育課長、橋本児童生徒支援課長、東学校給食課長、本郷生涯学習課長、山口文化財保護課長、乾幼保支援課長、水上同課幼児教育指導監、栗田保育幼稚園課長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が4月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

議題の公開／非公開 全て公開

3月定例会、臨時会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第19号 令和2年度大津市学校給食事業特別会計2月補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○東学校給食課長 市議会2月通常会議にて上程された補正予算について、一部訂正を行ったものである。

まず、補正予算額の訂正に至った理由についてであるが、令和2年度大津市学校給食事業特別会計補正予算第4号において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などを見込み、給食費収入及び給食を作るための食材の購入費を減額補正したが、想定よりも新型コロナウイルス感染症による休校措置等が少なく済んだことにより、結果的に予算見積り時点との乖離が生じた。学校給食においては、保護者から徴収する給食費は、学校給食法第11条により、全て食材費に充てることとされているが、給食費収入の見込額に見合う食材費を支出するだけの歳出予算が不足するという事態となったため、補正額の訂正を行ったものである。

令和3年2月に補正予算、として提出した額を、訂正前7,083万円の減額から訂正後5,358万円の減額に、予算総額を24億4,909万円から24億6,634万円にそれぞれ改めるものである。歳入は、事業収入を3,176万円減額し、歳入総額を24億6,634万円に改めるものである。訂正したのは給食費収入である。歳出は、給食事業費の補正額を5,358万円減額し、歳出総額を24億6,634万円に改めるものである。訂正したのは給食総務費の需用費のうち、賄材料費である。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第20号 令和2年度大津市一般会計教育費3月補正予算及び令和3年度大津市一般会計教育費当初第1次補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 本補正は、国の補正予算を活用し、令和3年度の事業のうち約3億6千万円分の工事費用を前倒して令和2年度に計上するものである。

国庫補助金の前倒しに伴い、小学校においては、藤尾小学校の外壁改修工事及び法令適合改修工事並びに田上小学校トイレ改修工事、また中学校においては、瀬田北中学校の昇降機法令適合改修工事及びトイレ改修工事の経費について、それぞれ令和3年度の事業費を減額し、その分を令和2年度に前倒しして計上するとともに、次年度に繰り越すものである。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第21号 大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定に係る臨時代理について

○議案第22号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

【説明】

○乾幼保支援課長 議案第21号 大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定に係る臨時代理については、大津市立伊香立幼稚園の廃止、及び真野北幼稚園の園名変更にあたり、その施行期日を令和3年4月1日と定めるものである。市議会で議決された条例改正の議案について、教育委員会規則で定める日から施行するとされていることから、規則の制定を行うものである。

議案第22号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定については、伊香立幼稚園の通園区域を伊香立小学校の通学区域としていたが、伊香立幼稚園の廃止に伴い、名称変更した伊香立・真野北幼稚園の通園区域に、「伊香立小学校の通学区域」を編入するものである。この通園区域の見直しについては、大津市通学区域審議会に諮問し、令和3年3月16日に開催された同審議会において、「伊香立幼稚園の廃止に伴う通園区域については、当時の真野北幼稚園の通園区域に編入することが妥当である」との答申があった。

【質疑】

○田村委員 通学区域の変更により、園児の実際の通園に対する影響はないか。

○乾幼保支援課長 旧伊香立幼稚園の園児は、既に合同保育により旧真野北幼稚園に通っており、またそれにあたっては通園バスを運行しているため、負担が増えるということはない。

【採決】 承認

○議案第23号 平成29年教育委員会告示第3号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○本郷生涯学習課長 本告示にて記載している「大津市立公民館のあり方及び管理手法の検討」という項目について、大津市コミュニティセンター条例が施行されたことに伴い、削除するものである。また、和邇公民館については、令和3年4月1日よりコミュニティセンターへ移行していることから、文言の整理を行うものである。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第24号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

○議案第25号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正に係る臨時代理について

○議案第26号 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

○議案第27号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部

を改正する規則の制定に係る臨時代理について

○議案第28号 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

○議案第29号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 これらの議案は、令和3年4月1日付の教育機関の廃止や機構改革・人事異動等に伴い、関連する規則・告示・規程について必要な改正を行ったものである。

議案第24号、大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について、また、議案第25号、平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正に係る臨時代理については、伊香立幼稚園の廃止、真野北幼稚園の名称変更、和邇・坂本・大石公民館のコミュニティセンターへの移行に伴い、それぞれ公印の廃止や、個人演説会等に使用する施設としての削除を行うものである。

議案第26号から議案第29号までは、令和3年4月1日付の人事異動・機構改革に伴う規則の改正となる。議案第26号、大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理については、学校ICT支援室の学校教育課への移管等に伴い改正を行うものである。議案第27号、大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理については、専門員の設置等に伴う改正である。議案第28号、大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理については、教育職の人事異動に伴い給料表の級別職務分類表を改正するものである。議案第29号、大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理については、これらも含めた人事異動や機構改革に伴い、規程を整備するものである。

【質疑】

○田村委員 図書館長と歴史博物館長が部長級から次長級となったが、理由はあるのか。

○青山教育総務課長 市全体の人事配置のバランスから、このように配置されたものである。

○田村委員 今回の人事異動で行政職の教育部次長が配置されていないが、教育委員会の行政運営においては、教育職の指導主事のみならず、行政職の力も大いに必要であり、できる限りの範囲で、そのような意見も伝えてもらえればと思う。

【採決】 承認

○議案第30号 教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○栗田保育幼稚園課長 事務決裁規程別表において、機構改革に伴い、課名を幼児政策課から幼保支援課に改正すること、及び、保育幼稚園課の補助執行事務の項目と決裁区分を見直す改正を行うものとなる。

保育幼稚園課の「幼稚園に関する事務」を、「入退園の決定」から「入園の決定」と「転（退）園届の受理」に項目を分けるとともに、決裁権者を次長から課長に変更するものである。改正理由は、幼稚園の入園の決定は、保護者より提出される「入園願」に基づき執行されるが、現在は、入園の選考もなく、支給認定を受けた児童であれば入園を許可していることから、決裁権者を課長とすること、また、退園、転園については、届けの受理をもって決定していることから、新たに項目を追加するものである。

【質疑】

○田村委員 幼稚園教員のうち、講師の割合はどの程度か。

○水上幼保支援課指導監 幼稚園設置基準に定めるとおり、学級数の3分の1以内の人数となっている。正規職員の教諭については、今年度は10人、昨年度は9人の採用であり、人材確保が難しい中ではあるが、必要数が採用されるようになっている。

【採 決】 承認

○議案第31号 大津市公の施設の指定管理者の指定（大津市立大津公民館）に係る臨時代理について

【説 明】

○本郷生涯学習課長 大津市立大津公民館の指定管理者の指定については、市議会2月議会において上程し、可決されたため、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条の規定により、告示を行うものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

閉会 教育長が4月定例会の閉会を宣言